

京橋・瓦橋共同溝電気通信設備保守業務委託 仕様書

(適用)

第 1 条 本仕様書は、岡山市役所北区役所地域整備課において管理している電気通信設備の保守業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は京橋・瓦橋共同溝に設置された電気通信設備（以下これらを総称して「設備」という。）の保守、整備、軽微な修理（以下これらを総称して「保守業務」という。）を行い、通信設備の機能及び耐久性を維持し、障害発生の予防等により運用の円滑化を図ることを目的とする。

(履行期間)

第 3 条 本業務の履行期間は次のとおりとする。
契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(保守業務の特記及び追加事項)

第 4 条 本点検の履行にあたっては、中国地方整備局が定める「電気通信施設保守業務共通仕様書（案）令和 3 年 11 月 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。
上記共通仕様書(案)及び国土交通省電気通信施設点検基準(案)は、国土交通省のホームページに掲載している。

(1) 第 1 条 適用（特記）

保守業務の履行場所、保守設備及び保守周期は別表—1—1、別表—2—1 のとおりとする。

(2) 第 6 条 管理技術者（追加）

1. 受注者は、災害発生時や緊急の臨時点検等において対応する際に、管理技術者の業務量急増や管理技術者自身の被災により業務が適切に遂行できない場合に備え、保守責任者を管理技術者の補助者として、必要に応じ指定できるものとする。その場合は、速やかに監督職員に届け出るものとする。

なお、保守責任者が管理技術者を補助できる業務内容は次のとおりとし、具体的な業務の履行にあたっては、管理技術者の指揮・監督によるものとする。

①監督職員から出される指示内容について、監督職員と打合せを行うこと。

②監督職員から出された指示について、管理技術者へ伝達すること。

2. 本業務の管理技術者は、緊急時の連絡体制（夜間および土日祝祭日を含む）が確保されていること。

上記については、履行計画書に明記すること。

(3) 第7条 保守者（追加）

1. 本保守の保守者のうち2名以上は、災害発生時や緊急の臨時点検等に対応するため、通常の勤務時間においては、4時間以内に北区役所地域整備課に到着できる体制を確保すること。

また、夜間、休日においては、すみやかに北区役所地域整備課に到着できる体制を確保すること。

上記については、履行計画書に明記すること。

なお、到着時間の算出は使用する交通手段を車両とし、平均移動速度は一般道路 30km/h、高速道路 80km/h、都市高速道路 50km/h とする。

(4) 第8条 提出書類（追加）

1. 受注者は、定期保守開始前に詳細保守日程を保守開始月の前月 15 日までに提出すること。（保守作業月が4月の場合を除く。）

(5) 第15条 関係法令及び条例の遵守（追加）

1. 本業務の保守基準は、「電気通信施設点検基準（案） 総合点検・個別点検・巡視点検、衛星通信装置点検基準（案）、ITS スポット点検基準（案）、テレメーター装置（自律型）点検基準（案）」（以下「保守基準」とする。）によるものとする。

(6) 第19条 臨機の措置（特記）

1. 4項の監督職員が臨時に指示する業務を「臨時点検」という。業務内容は、設備障害及び災害対応の緊急を要する場合に、現地調査、復旧作業、原因調査並びに操作運用等を実施するものとする。また、その状況及び措置内容を別紙4の「臨時点検報告書」にて監督職員に報告するものとする。

(7) 第31条 業務履行内容（追加）

1. 履行場所及び設備概要 別表—1—1
2. 保守機器及び保守工程 別表—2—1
3. 保守基準等 本業務の保守基準等は「電気通信施設点検基準（案）」によるものとし、次の各号のとおりとする。

- ア) 電気通信設備点検基準の毎日点検・数年毎の点検は、本契約の対象外とする。
- イ) 共同溝電気通信設備の保守については、発注後通知する各共同溝管理規定・保安細則等によるものとする。
- ウ) 共同溝保守
 - 1) 一般事項
 - ①保守作業は2名以上で行うものとする。
 - ②保守作業員は保守に必要な図面・工具・測定器・照明灯・カメラ等を常に携行しなければならない。
 - ③保守作業員は入溝前に担当課等において所定の入溝手続きを行い、鍵を受け取るものとする。
 - 2) 保守作業
 - ①保守作業員は入溝前後に照明・動力の電力計の値を記録し、保守順路に従って所定の保守を行うものとする。
 - ②入溝する入溝開口部は入溝後、内側より完全に閉じるものとする。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、路上に監視員等を配置するか、開放部分を防護柵で囲う等の措置を行うものとする。
なお、入口の見やすい箇所に「点検入溝中」及び予定時間を記入した標識を立てるものとする。
 - ③入溝時には15分程度の換気を行うほか、酸素濃度あるいは有毒ガスの測定を行い、労働安全衛生法に適合した十分な安全状況であることを確認し、「入溝中」の表示灯を点灯させた後、作業を開始するものとする。
 - ④共同溝占有者が作業している場合は作業状況を確認すること。
 - ⑤保守作業員は作業終了後、各機器が正常な動作状況にあることを確認し、「入溝中」の表示を消して出溝すること。
 - ⑥1日の作業が終了した場合は、監督職員または担当課に「共同溝入溝日誌」を速やかに提出するものとする。

(8) 第36条 業務計画（追加）

- 1. 本業務の履行にあたり、保守の実施時期は、受注者の業務計画によるものとするが、交通規制や他点検業務等と同一に行った方が有利となる場合については監督員の指示によるものとする。

(9) 第 41 条 災害等支援（追加）

1. 当初見込んでいないが、災害等支援が必要となった場合は、別途協議のうえ指示する。なお、実施した場合は、変更契約の対象とする。
2. 台風や、地震等において災害が予測される場合の、連絡体制を履行計画書にその旨を記載すること。

(10) 一般事項

1. 「第 44 条点検記録簿」で掲げる内容を電子媒体（CD-R 等）に保存し、保守終了後速やかに 1 部提出するものとする。

(11) 第 47 条 保守記録簿

1. 本業務において、別途提供する電気通信設備資産管理システムに監督職員から指示があった成果品データの登録を行う。実績に応じて、契約変更の対象とするため登録を行った都度、監督職員にデータ登録に要した時間を報告すること。

(12) 作業車両等

1. 本業務においては、高所作業車等の作業車両を見込んでいないが、業務の履行にあたり不可欠な場合、または臨時点検等により必要となる場合、受注者は発注者と協議するものとする。なお、受注者の責に帰する場合を除き契約変更の対象とする。

（調査等に対する協力）

第 5 条

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査等に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該業務が発注者の実施する施工合理化調査の対象業務になった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第 6 条

1. 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合

も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。